

区分	制 度 名	融 資 対 象	使 途	融 資 条 件					申 込 場 所	指 定 金 融 機 関
				限 度 額	年 率	期 間	保証料率 (注 1、2)	担 保・保 証 人 (注3)		
経営の支援	1 緊急経済対策資金	①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じている者 ⑤危機関連保証認定者 ⑥事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度の申込人 資格要件に該当する者	運転資金 設備資金 (設備は融資対象 ①(災害のみ)、 ②、⑤～⑦、 ⑧(一部を除く)、 ⑨の場合のみ)	1 億円以内 (⑤は①～④、⑥～⑩ とは別枠) (⑥は①～⑤、⑧～⑩ とは別枠)	①～⑤：1.30% ⑥：1.40%	①～⑤：10年以内 (据置2年以内) ⑥：10年以内 (据置3年以内)	①～⑤： 0.45%～1.62% ⑥：0.40% (注4)	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (⑧は別途定めによる) (⑨は保証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・ 佐賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
	経営改善促進特別 融資	⑦経営力強化保証制度の申込人資格要件に該当する者		1 億円以内 (①～⑤、⑧～⑩とは 別枠)	1.40%	⑦：運転5年以内 設備7年以内 ※保証付融資の 借換は10年以内 (据置1年以内)	⑦：0.15%～ 1.17%			
	事業承継支援	⑧経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた者 ⑨3年以内に事業承継を予定する又は事業承継後3年未満の法人であつて、一定の財務要件を満たす者 ※⑧の認定を受けた者が事業承継後の会社の場合、代表者個人を含む ※NPO法人の場合、⑧は対象外		1 億円以内 (①～⑦、⑩とは別枠)	1.70%以内	10年以内 (据置2年以内)	0.45%～ 1.62% (注5)			
	米国関税対策特別融資	⑩米国の関税措置による影響で経営の安定に支障が生じている者		3,000万円以内 (①～⑨とは別枠)	1.60%	10年以内 (据置2年以内)	0.45%～ 1.62%			
開 事業の 始	2 新規創業資金	新規創業する個人又は会社（創業後1年未満の者を含む） ※NPO法人の場合、一部対象外	運転資金 設備資金	3,500万円以内 (3成長支援資金と合算)	1.60%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内、 スタートアップ創出 促進保証適用時は 据置1年以内)	0% ※スタートアップ創出 促進保証適用時は +0.2% (注6)	担 保：不 要 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (スタートアップ創出促進 保証適用時は保証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐賀 ・十八親和・肥後・熊本・ 宮崎・西京・佐賀共栄・伊予・ 広島・大分・豊和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
	女性・若年・シニア創業者	女性又は35歳未満若しくは55歳以上の者が代表者である法人又は個人 ※NPO法人の場合、一部対象外			1.50%					
	支援創業者	認定特定創業支援等事業による支援を受けた者 ※NPO法人は対象外								
事業の成長	3 成長支援資金	創業若しくは法人を設立した日から1年を経過し5年を経過していない者 ※NPO法人の場合、一部対象外	運転資金 設備資金	3,500万円以内 (2新規創業資金と合算)	1.60%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内、 スタートアップ創出 促進保証適用時は 据置1年以内)	0% (創業後2年未満) 0.5% (創業後2年以上5年未満) ※スタートアップ創出促進 保証適用時は +0.2% (注6、7)	担 保：不 要 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (スタートアップ創出促進 保証適用時は保証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐賀 ・十八親和・肥後・熊本・ 宮崎・西京・佐賀共栄・伊予・ 広島・大分・豊和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
経営革新 等	4 経営革新支援資金	①新分野進出、新商品の開発を図る者 ②中小企業等経営強化法に基づき、知事の承認を得た者 ③地域中小企業支援協議会において重点支援を受ける者 ※NPO法人の場合、②は対象外	運転資金 設備資金	1 億円以内	1.70%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	0.45%～ 1.62%	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・ 佐賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
生産性向上	5 DX・生産性向上支援 資金	①生産性向上に取り組む者 ②中小企業稼ぐ力応援センターの支援を受け、DX等に取り組む者	運転資金 設備資金	1 億円以内	1.60%	10年以内 (据置2年以内)	①：0.45%～ 1.62% ②：0.225%～ 0.95%	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・ 佐賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
資金が必要な 通常の事業に 方	6 小規模事業者振興資金	従業員20人（商業・サービス業は5人(注9)）以下の小規模企業者	運転資金	運転資金5,000万円以内 設備資金8,000万円以内	1.70%	10年以内 (据置2年以内)	0.45%～ 1.62%	担 保：必要に応じて徴求、 小口零細企業保証型 は原則不要(注10) 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・ 佐賀・十八親和・指定信用金庫、指定信用組合
	小口零細企業保証	①従業員20人（商業・サービス業は5人(注9)）以下の小規模企業者 ②当該申込を含め保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以下の者 ※NPO法人は対象外	設備資金	2,000万円以内			0.50%～ 1.75%			
	7 長期経営安定資金	①県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	運転資金	1 億円以内 (②、③とは別枠)	5年以内：1.80% 5年超：2.10% (設備5年超： 1.90%)	10年以内 (据置2年以内) (経営者保証非提供は 据置1年以内) (プロパー協調支援は 据置：運転1年以内 設備3年以内)	0.45%～ 1.77%	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (経営者保証非提供型は保 証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・ 佐賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
	経営者保証非提供	②県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者 i) 直近の決算において債務超過ではないこと ii) 直近2期の決算において減価償却前経常利益が赤字ではないこと	設備資金	8,000万円以内 (①、③とは別枠)			0.65%～ 2.30% (注8)			
	プロパー協調支援	③県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者 i) 申込金融機関から本資金による融資の実行と同時に、融資額の1割以上のプロパー融資を受けること ii) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定及び計画の実行を行うこと	運転資金 設備資金	1 億円以内 (①、②とは別枠)			i) 0.30%～ 1.27% ii) 0.34%～ 1.43% (注11)			
	8 短期運転資金	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	運転資金	3,000万円以内	1.70%	1年以内	0.45%～ 1.67%			

(注1) 責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内(長期経営安定資金は1.85%以内)となる場合があります。(3 新規創業資金を除く)
会計参与を設置している会社または、担保の提供がある場合は、それぞれ0.1%の割引を行うことがあります。

(注2) 法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと、又は②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではないことのいずれかに該当し、
保証人の保証を提供しないことを希望する者は、所定の保証料に0.25% (2つの財務要件を満たした場合)、又は0.45% (2つの財務要件のいずれか一つを満たした場合、又は直近2期分の決算書が無い場合)を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とできる場合があります。

(注3) 法人の場合、取扱金融機関が信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている等の要件に該当する場合は、保証人が不要となる場合があります。

(注4) 所定保証料0.8% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.0%)から、0.4% (経営者保証免除対応を適用する場合は0.6%)を国が補助することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料については、国の補助の対象になりません。

(注5) ⑧のうち経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニに該当する方又は⑨に該当する方で事業承継・引継ぎ支援センター等の確認を受けた場合の保証料率は0.20～0.87%、それ以外の場合は0.45～1.62%となります。

(注6) 一部資金を借換する場合は、1.76%以内(創業後で決算到来前の方は1.01%以内)となる場合があります。

(注7) NPO法人で法人設立後2年以上経過し5年を経過していない者については、0.45%となる場合があります。

(注8) 所定保証料から、0.05%を国が補助することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料については、国の補助の対象になりません。

(注9) 宿泊業・旅行業及び娯楽業の場合は20人以下。

(注10) 担保を供する事が借入者にとって有利であり、かつ借入者が任意に供する場合は、担保を設定する事ができます。

(注11) 所定保証料率から、i)については1/3相当、ii)については1/4相当を国が補填することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料については、国の補助の対象になりません。

★詳しくは、[県のホームページ](https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r8yuushiseidoannai.html)をご覧ください。
(掲載場所)「福岡県中小企業振興資金融資制度」
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r8yuushiseidoannai.html
★商工会議所・商工会へのお申込みは、事業所所在地の
商工会議所・商工会で行ってください。